

4月1日
からは

新しい保険証で受診してください

※現在の国民健康保険被保険者証(保険証)は、3月31日で有効期限が切れます。

簡易書留郵便で各世帯に

新しい保険証は簡易書留郵便で、3月末までに加入者分をまとめて世帯主あてに郵送します。

簡易書留は受け取りの際、受領印が必要です。留守などで、郵便局から不在通知を受け取ったときは、記載内容の指示に従ってください。

届いたら内容の確認を

保険証が届いたら名前、性別、生年月日などに誤りがないか必ず確認をしてください。

滞納がある人は別途通知します

特別な理由もなく、国民健康保険税を長期にわたって滞納している人は、納付相談と短期被保険者証(有効期間の短い保険証)の更新が必要です。別途更新手続きの案内通知をしますので、市役所で手続きをしてください。

保険証の様式が変わります

国民健康保険制度改革により保険証様式が一部変わります。詳しくは保険証送付に同封の案内をご覧ください。

手続きをお忘れではありませんか？

3月・4月は、就職や退職の時期です。国民健康保険の加入や脱退などの手続きが必要な人は、届出に必要なものを用意し、早めに保険年金課へ来てください。

加入の届出が遅れると国民健康保険税をさかのぼって納めることになります。また、届出の日までに支払った医療費は、いったん全額自己負担になります(場合によっては、保険給付を受けられることもあります)。

資格がなくなったにもかかわらず、国民健康保険の保険証を使って医療機関にかかると、国民健康保険で負担した分の医療費を返還することになります。

全ての届出に必要なもの

マイナンバー(個人番号)を確認できるもの、窓口に来る人の本人確認書類(運転免許証など)

※別世帯の人が窓口に来る場合は、委任状も必要です。

届出は
14日以内に

こんなとき		届出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入したとき	⇒ 転出証明書・印鑑
	ほかの健康保険などを脱退したとき	⇒ 健康保険の離脱証明書・印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	⇒ 保護廃止決定通知書・印鑑
	子どもが生まれたとき	⇒ 保険証・印鑑
国保を脱退するとき	ほかの市区町村へ転出したとき	⇒ 保険証・印鑑
	ほかの健康保険などに加入したとき	⇒ 国保の保険証・加入した健康保険などの保険証・印鑑
	生活保護を受け始めたとき	⇒ 保護開始決定通知書・保険証・印鑑
	死亡したとき	⇒ 死亡を証明するもの・保険証・印鑑
そのほか	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	⇒ 保険証・印鑑
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	⇒ 保険証・印鑑

国民年金事務所国民年金課
☎077・567・2220●会社などを退職したとき
扶養する配偶者(第3号被保険者)がいる場合は、配偶者も第1号被保険者になります。●20歳になったとき
(誕生日の前日)
すでに就職して厚生年金に加入している人を除きます。●こんなときには
手続きを！国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の人全てが加入する制度です。
次のいずれかに当てはまるときは、年金事務所か市役所で手続きが必要です。届出を忘れて、保険料を納めていないと将来受給する年金額が少なくなったり、年金が受給できなくなったりすることがあります。

国民年金からのお知らせ

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の人全てが加入する制度です。

●第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったとき
収入が増えたとき、離婚したときなどは、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きが必要です。●第1号被保険者の種別
自営業者・学生など日本国内に住む20歳以上60歳未満の人
●第2号被保険者
厚生年金保険に加入している人で原則65歳未満の人
●第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人